

警視庁警衛要則

昭和31年12月20日
都公委規程第7号

(この要則の目的)

第1条 この要則は、警視庁における警衛の基本的事項を定め、もつてその適正な運営を図ることを目的とする。

(警衛の本旨)

第2条 警衛は、天皇陛下及び皇族の御身の安全を確保することを主眼とし、あわせて歓送迎者の雑踏等による事故を防止するとともに皇室と国民との親和を妨げることのないようにこれを実施しなければならない。

(警衛実施の必要事項)

第3条 警衛実施について必要な事項は、警視總監が定める。

付 則

この要則は、昭和32年1月1日から施行する。